

(3) 組織

A. 法人組織

学校法人北星学園は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、建学の精神に則って学校教育を行うことを目的に設置された法人であり、現在、北星学園大学、北星学園大学短期大学部、北星学園女子高等学校、北星学園大学附属高等学校、北星学園余市高等学校及び北星学園女子中学校の6校を設置している。

法人組織における役員及び諸機関と役割等は次のとおりである。

理事会

本学の教育・研究の充実及び向上を目的とする有効適正な経営管理を行うため、その基本的な施策、方針、事業計画等の本法人の重要事項を審議し決定する機関である。構成は、大学長、大学副学長、大学学部長及び短期大学部長のうち2名、各高等学校長3名、法人の設置する学校の卒業者から2名、福音主義キリスト教会の教師等から1名、評議員から1名、学識経験者から7名の計18名となっている。

評議員会

法人の事業計画や予算、重要な資産の処分及び寄附行為の変更等の重要事項については、理事長において、あらかじめ意見を聞かなければならない機関として評議員会がある。構成は、大学長、大学副学長、各高等学校長3名、大学各学部長及び短期大学部長の4名、法人の教職員から10名、法人の設置する学校の卒業者から5名、福音主義キリスト教会の教師等から4名、法人の設置する学校に在籍する学生及び生徒の保護者から5名、学識経験者から8名の計41名となっている。

理事長

法人の代表者である（私立学校法第37条）。法人及び各学校の業務を総括し、その職員を統督する。また、理事会、評議員会の招集者である。

学園長

法人及び各学校の教学に関する事項を統括する。

常務理事

理事会及び常任理事会の議に基づき、法人の日常業務を執行し、所属職員を監督する。

学長

大学の代表者であり、大学教職員を統督する者（学校教育法第92条）である。法人の設置する学校の長として、大学長、短期大学部学長（兼務）がいる。

校長

中学校・高等学校の代表者であり、中学校・高等学校教職員の監督する者（学校教育法第49条及び第62条）である。法人の設置する学校の長として、女子中学高等学校長、附属高等学校長、余市高等学校長がいる。

B. 大学・短期大学部(以下「本学」という)組織

大学は学長によって代表され、そのスタッフとして副学長、スマス・ミッションセンター部長、各学部長、事務局長を置く。大学全体の審議決定機関としては、評議会がある。また、学長のもとに部局連絡会が常設され、大学の諸課題について連絡調整を行う。

評議会

本学に評議会を置き、教育及び研究の計画、人事、学則及び諸規程の制定並びに改廃、その他大学の組織及び運営に関する事項を審議する。

学部

各学部の専門教育科目、学籍、試験、単位、卒業、科目等履修生、研究生、学部の人事、学部内諸規程の制定及び改廃、学部の組織及び運営に関する事項並びに学長等の諮問した事項を審議するため教授会を置く。

大学院

大学院の研究科の組織及び教育研究の指導並びに学位の授与等に関する事項を審議するため、研究科委員会を置く。

短期大学部

短期大学部の学則その他短期大学部の制度に関する事項、教科課程、教員の任免、学籍、卒業、科目等履修生、研究生、外国人留学生、学長等の諮問した事項、その他重要な事項等を審議するために教授会を置く。

図書館

本学に、図書館を置き、本館に所蔵する図書・雑誌その他の資料を管理し、館内閲覧、館外貸出、他館利用、参考業務供与等の業務を行う。

センター等

- (1) スマス・ミッションセンターは、本学の「建学の精神」の基本理念に由来する本学ミッション・ステートメントに従い、建学の精神を具現化する活動を総合的に企画し、その実践を総括することを目的として設置されている。
- (2) 国際教育センターは、本学と外国の大学及び学術研究機関との教育及び研究に関する交流を推進するとともに、本学学生の外国語運用力及び国際理解の向上を図ることを目的として設置されている。
- (3) 学生相談センターは、本学の学生相談その他の学生支援に関する活動を総合的に企画し、その実施を総括するとともに、本学学生が直面する大学生活上の諸問題に対処するための相談に応じることにより、もって本学学生の人格形成及び自己実現を助けることを目的として設置されている。
- (4) 総合情報センターは、本学の教育研究の情報化を総合的に推進する機関として、本学の情報システムの信頼性及び効率性を高めるとともに、情報処理に関する教育研究の水準の向上及び事務処理の効率化に資することを目的として設置されて

いる。

- (5) 総合研究センターは、本学の教育職員の研究活動活性化と研究水準の向上を図るための支援活動を行うとともに、本学のプロジェクト研究の拠点となり、あわせて学外からの研究委託を受諾する機関として地域社会に貢献すること、また、公的研究費の運営・管理、研究活動に係るコンプライアンス推進及び研究倫理教育を検討・実施することを目的として設置されている。
- (6) 入学試験センターは、本学の入学者の募集及び選抜に係る企画並びにその実施を総括する機関として、入学者の募集及び選抜を公正かつ効果的な方法で行うとともに、本学の入学定員を安定的に充足することを目的として設置されている。
- (7) キャリアデザインセンターは、本学の学生の就職等における進路選択を支援するための活動を企画し、その実施を総括するとともに、学生の就職先を広く開拓し、学生がその資質や能力に適した就職先を確保できるよう支援することによって、もって学生のキャリアデザインの形成に資することを目的として設置されている。
- (8) 社会連携センターは、大学の社会連携の総合窓口として、地域住民、自治体、企業・団体、非営利組織等との連携・交流を深め、本学の知と技を有効活用し、地域の福祉、教育、文化及び産業等の振興並びに地域・国際社会の発展に寄与すること、また、本学の北星オープンユニバーシティの講座を企画し、その実施を総括するとともに、学生及び学外の社会人のニーズに応じた各種講座を開くことにより、学生の多様な学習機会の確保と資格取得の支援に務め、社会人に生涯学習の場を提供することを目的として設置されている。
- (9) 心理臨床センターは、大学院において臨床心理学を専攻する大学院生等に対して実践的な教育訓練の場を用意し、本学の教員による臨床心理学研究を支援するとともに、あわせて臨床心理学の知見と手法を用いて地域住民が抱える心理的な問題を解消又は緩和するための活動を行うことを目的として設置されている。
- (10) 学習サポートセンターは、本学の学生の学習を総合的に支援するための学習環境を構築するとともに、学習支援の活動を先導的に企画・立案し、これを学部及び学科等と連携して組織的に実施することにより、学生の主体的かつ自律的な学習を促進させ、教育の質の保証に資することを目的として設置されている。
- (11) アクセシビリティ支援室は、本学の障害のある学生及び特別な支援を必要としている学生が、障害の種別及び程度に応じ、十分な教育の質を保証されるために必要な合理的配慮に基づく支援が受けられるようにすることを目的として設置されている。

C. 中学・高校組織

女子中学校・女子高等学校、大学附属高等学校、余市高等学校は各校長によって代表され、そのスタッフとして宗教主任、教頭、総務、事務長等を置く。各学校全体の運営に関する審議機関としては、職員会議がある。